

使用上の注意

○この計算結果はあくまでも試算であり、実際の課税額とは異なる場合があります。

○年齢が75歳以上の人は後期高齢者医療制度の加入者となりますので、この計算シートでは保険料の計算ができません。

○特に以下の条件に該当される方は正確な保険料計算ができない場合があります。

1. 年度途中で世帯の国保加入者が増減する方
2. 年度途中で40歳・65歳・75歳になる方
3. 分離課税・繰越控除等の申告をされた方
4. 専従者控除または専従者給与のある方
5. 非自発的失業に係る保険料減額対象の方
6. 世帯内に国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行された方(特定同一世帯所属者)がいる方
7. 国保加入者に未就学児がいる方

国民健康保険税計算シートの使用方法

令和7年度 沼田市国民健康保険税 計算シート

印刷日:

《使い方》

①→②→③の順で のセルに入力してください。
④に年間税額の計算結果、⑤に支払いイメージが表示されます。

①国保の加入者(加入予定者)は何人ですか。

人

①1~7人から選択してください。

②住民票上の世帯主は国保に加入していますか(加入予定の場合も「加入している」を選択してください)。

②世帯主の国保加入について入力してください。

③世帯主と国保加入者の年齢(令和7年1月1日現在)を入力してください。

加入者	年齢	給与収入 (円)	年金収入 (円)	その他 所得(円)
1	30	2,000,000		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
-				

③世帯主と国保加入者の年齢と所得を入力してください(年齢の入力は必須です)。収入・所得が0円の場合は入力を省略できます。

④税額計算結果

(単位:円)

	所得割	均等割	平等割	計	課税限度	税額
医療分	64,970	27,800	22,500	115,200	660,000	115,200
後期支拂金分	23,140	9,800	7,700	40,600	260,000	40,600
介護分	0	0	0	0	170,000	0
年間税額						155,800
1か月当たり税額※						13,000

1か月当たりの税額はここに表示されます。

12か月加入した場合の年税額がこちらに表示されます

計算の内訳はこちら

※他の健康保険の保険料月額と比較する際はこの額を参考にしてください。

⑤1年間国保に加入した場合の支払いイメージ

(単位:円)

※支払いイメージは年度当初から継続して加入した場合の支払い金額です。年度途中で加入した場合や、加入手続きが遅れた場合には支払い回数や金額が異なりますのでご注意ください。

※特別徴収(年金からの天引き)により納付いただく世帯では支払回数が異なります。

納付月	期別	税額
7月	第1期	17,400
8月	第2期	17,300
9月	第3期	17,300
10月	第4期	17,300
11月	第5期	17,300
12月	第6期	17,300
翌年1月	第7期	17,300
翌年2月	第8期	17,300
翌年3月	第9期	17,300
合計		155,800

計算の詳細を確認したい場合はこちらをクリックしてください。

年度当初から12か月間加入した場合の期別税額です。加入月や届出の時期によって支払い方が変わります。

注意点

1世帯7人を超える試算には対応していません。

国保加入者の年齢が6歳未満、39歳、64歳、74歳の場合は正しい税額が計算できない場合があります。

収入・所得の入力方法についてはシート右側の《収入・所得の入力について》もご確認ください。

国民健康保険税計算シートの注意事項

計算シート内にも記載していますが、世帯の状況により実際の税額と異なる計算結果となる場合があります。主なケースは下記のとおりです。

ケース	計算結果	理由
1 年度途中で加入者が増減する	計算不可	月別加入の計算は未対応。
2 1月1日時点の年齢が39歳の被保険者	過小	介護分の算定の有無を1月1日時点の年齢で判定しているため、本来算定されるべき介護分の金額が算定されない。
3 1月1日時点の年齢が64歳の被保険者	過大	介護分の算定の有無を1月1日時点の年齢で判定しているため、本来算定されるべきでない介護分の金額が算定される。
4 1月1日時点の年齢が74歳の被保険者	過大	年度途中で75歳到達により国保資格を喪失するが、年間で加入した場合の税額が計算される。
5 非自発的失業者軽減の対象者	過大	非自発的失業者軽減の対象者は所得を30/100で計算するが、未対応のため軽減前の所得で計算される。
6 分離課税所得や一時所得と損失額の計上がある。	過大または過小	分離課税所得や一時所得がある場合、所得の合算方法が単純な足し上げとにならない場合がある。
7 専従者控除または専従者給与の計上がある。	過大または過小	軽減判定所得を算出する場合、専従者給与による所得はその被保険者の所得として計上しない。また、専従者控除は経費として認めない(いわゆる「専従戻し」)。これにより軽減判定が実際と異なる場合がある。
8 特別控除の対象となる譲渡所得の計上がある。	過小	軽減判定所得を算出する場合、譲渡所得は特別控除前の所得で計算を行う。これにより実際には該当とならない軽減の該当となる場合がある。
9 特定同一世帯所属者がいる。	過大または過小	軽減判定に特定同一世帯所属者の人数や所得を反映していない。特定同一世帯所属者の人数や所得により軽減判定が実際と異なる場合がある。
10 減免制度の対象となっている。	過大	旧被扶養者減免等の該当になっている場合、試算では減免額が適用されないため減免前の金額となる。